

「楽天証券投資一任契約」（楽天証券ラップサービス）に係る 契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、「楽天証券投資一任契約」（楽天証券ラップサービス）を締結するうえでのリスクや留意点が記載されております。本書面をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、契約締結前にご確認ください。

- 当投資一任契約では、当社がお客様に代わって資産の管理・運用を行います。投資判断・売買執行・口座管理等についての手数料を売買の都度ではなく、運用資産の残高に応じて徴収します。
- 当投資一任契約に基づく運用に際しては、まず、お客様の資産運用に対するご意向をお伺いした上でお客様に最も適していると思われる資産配分（アセットアロケーション）のご提案を行います。ご提案した資産配分についてお客様の合意を得た上で投資一任契約を締結し、契約資産の運用を行います。運用では、金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号に規定される「投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益証券」のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に規定される証券投資信託（但し、公募型の株式投資信託及び公社債投資信託に限り、以下「証券投資信託」といいます。）への投資を行います。
- 当投資一任契約の当初有効期間は、契約締結日から、契約締結日以降 12 回目の月末日までの約 1 年間とし、その後契約は、1 年間毎に自動更新されます。更新された契約の有効期間は、更新前の契約の有効期間満了日の翌日から 1 年間とし、以降も同様とします。なお、契約の延長をご希望なされない場合は、ご自身で全部解約のお手続きをお願いします。全部解約は新規契約の運用開始日（本書面第三章 1.（4）をご参照ください。）が属する月の翌月末以降随時受付けます。

第一章 手数料等及びリスク等の重要事項について

【手数料など諸費用について】

1. 当社の提供するサービスについて、お客様には、契約資産の時価評価額に基づく手数料（以下「固定報酬」といいます。）をお支払い頂きます。
固定報酬の内訳は以下の通りです。
 - ・運用管理手数料（ラップフィー）：発注・約定等の管理業務に対する

手数料

・投資顧問料（投資一任フィー）：投資一任契約に基づくサービスに対する手数料

（それぞれ別途消費税がかかります。）

2. 証券投資信託の受益権への投資に際しては、運用管理費用（信託報酬、信託財産留保額、その他費用（監査費用、有価証券の売買に係る手数料、資産を外国で保管する場合の費用等））が徴収されます。（当投資一任契約で投資する証券投資信託が投資対象とする他の証券投資信託においても、運用管理費用がかかります。詳しくは、各証券投資信託のお客様向け資料、契約締結前交付書面及び目論見書をよくお読みください。）なお、その他費用の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前にその料率・上限額等を示すことができません。

【投資一任契約に係るリスクについて】

当社の投資一任契約に基づく契約資産の運用は、証券投資信託へ投資を行いますので、契約資産の時価評価額は大きく変動する可能性があります。したがって、元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。運用による損益はすべてお客様に帰属します。

1. 証券投資信託のリスク

証券投資信託は、国内外の株式や債券等の金融商品に投資する商品ですので、株式相場、金利水準、不動産相場等の変動による、投資対象となる有価証券の価格の下落や発行会社の倒産、財務状況の悪化等により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建て有価証券を組入れる場合、為替の変動により損失を被ることがあります。証券投資信託の重要事項については、各証券投資信託の目論見書でご確認ください。

2. 運用リスク

意図した運用が困難になる場合もあります。

3. 換金が制限されているリスク

取引所の規制等、やむを得ない事情がある場合は、換金までに所定の日数以上を要する場合があります。また、運用商品によっては、解約に制限があるものもあります。

4. 運用資産の購入及び解約

市場動向等によっては、当初期待される価格で購入又は解約できないこともあります。

* 契約金額の減額（資金の引出し）のお申込後、相場急変時等により全ての契約資産を売却してもお申し出いただいた減額金額に満たない場合があります。こうした場合には、全ての契約資産の売却代金から手数料等を精算のうえ、速やかに残金を返金するとともに当社の判断で投資一任契約を解約します。なお、契約金額の減額と、毎月の積立金額の減額（各月に買付ける額を減少させること）は異なりますので、ご注意ください。

* 契約資産合計額が最低申込金額である1万円を下回った場合でも投資一任契約にもとづく運用は継続されます。但し、契約資産合計額が当社所定の金額（5千円）を下回り、運用の継続が困難と当社が判断した場合には、全資産を売却し手数料等を精算した上で返金し、契約を解約する場合があります。

【投資一任契約のクーリングオフの適用はありません】

「楽天証券投資一任契約」は、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

第二章 「楽天証券投資一任契約」における運用の基本方針

当社は、外部の投資助言業者より助言を受け経済・金融市場環境に複数のシナリオを想定し、それらシナリオ毎の投資スタンス、リスク許容度などをもとに、長期的視点に立った複数の資産配分を構築します。その中からお客様のコンサルティング結果から得られた情報を基にお客様に最も適していると思われる資産配分（アセットアロケーション）をご提案し、お客様の合意を得た上で、ご契約いただきます。

基本的な運用手法は、国内外の運用資産毎のリスク・リターン及び相関係数を勘案し、複数の運用資産を組み合わせた分散投資とします。具体的には、国内外の経済、金融、為替、証券市場動向等の投資環境を分析し、各資産クラスの期待リスク・リターンや相関係数などを考慮してその時々に応じた資産配分を決定し実行します。

1. 投資対象について

「楽天証券投資一任契約」では、国内の証券投資信託に投資し、分散投資を通じた顧客資産の保全、その安定的な成長を目指します。投資対象の選定については、その投資元本の安定性、成長性を実現する上で、良質かつ効果的なものであるか否かを、周到な調査分析に基づき判定します。この際、外部の投資助言業者より助言を受ける場合があります。当該調査分析に基づき「楽天証券投資一任契約」で投資の対象とする方針とされた証券投資信託は、別紙に掲げる証券投資信託とします。

なお、投資の対象とする方針の投資信託は、適宜見直しを行い「楽天証券投資一任契約」の締結後変更される場合には、その都度お客様へお知らせします。

投資対象には、楽天投信投資顧問株式会社が設定する証券投資信託が含まれる場合があります。同社は、当社の関係法人等（親法人・子法人等）にあたります。

2. 資産配分

資産配分については外部の投資助言業者より助言を受け経済状況、市場状況に関わる調査分析を通じ、客観性の高い見通しを資産クラス毎に、長期及び中短期に策定し、これに基づき、契約資産の各資産クラスへの配分が、各投資家の属性を鑑みた上で、流動性、その他条件等を適正に満たしつつ、受容可能なリスク水準の下で、最適な投資リターンを実現しうよう決定します。各資産クラスを代表する投資ポートフォリオの構築にあたっては、当該資産クラスに帰属する投資対象証券から、同資産クラスの平均的な投資成果に追随或いは中長期的にこれを上回ることを目標として資産配分を決定します。決定された資産配分に基づく、これらポートフォリオへの投資が、同資産配分案に対し甚大な相違や劣後がないように留意のうえ運用します。

3. 運用に係る執行方法

決定された資産配分実現のための取引執行においては、対象となる証券の取引執行方法に関わる最適手順を定めるとともに、関わる標準的な取引コストの目安値を設け、最適執行の継続とその成果の見直しが図れるよう対応します。

当社は、投資一任契約に基づき、お客様への確認は行わずに動的資産配分に従って証券投資信託の買付(設定)・売付(解約)を行います。また、投資一任契約に基づく証券投資信託の買付(設定)・売付(解約)は、原則として当社の関係部門を通じて行います。

4. 運用権限の一部委託について

当社は、お客様の資産の運用につき、楽天投信投資顧問株式会社に運用の指図に関する権限の一部を委託します。楽天投信投資顧問株式会社は、運用委託契約（※）に基づいて、契約資産の運用計画を策定・報告し、売買の指図及び口座管理を行います。

（※）楽天証券株式会社と楽天投信投資顧問株式会社との間において、契約資産の運用の指図に関する権限の一部を委託する運用委託契約を締結しております。当該契約は、運用指図の権限の一部委任、運用委託契約に基づく業務の内容、運用の責任等について規定しています。

第三章 「楽天証券投資一任契約」の契約に係る事項

1. 「楽天証券投資一任契約」の契約概要

「楽天証券投資一任契約」の概要は以下のとおりです。

(1) 当初契約金額	1 万円以上、1 円単位
(2) 契約締結日	当社が申込を受理した日（但し、当社営業日午後 3 時より前に申込を受領した場合は当日とし、午後 3 時以降の場合は翌営業日とします。）
(3) 振替期限日	契約締結日から起算して 15 営業日以内
(4) 運用開始日	契約締結日から起算して 15 営業日以内の日で、当初契約金額の満額の振替が完了した日（営業日に限ります）の翌営業日を原則とします。
(5) 契約期間満了日	① 契約初年度 「契約締結日」以降、12 回目の月末日（休業日を含む） ② 契約次年度以降 前年度の契約期間満了日の 1 年後応答日（休業日を含む）
(6) 契約期間(自動継続)	① 契約初年度 運用開始日から契約期間満了日まで ② 契約次年度以降 前年度の契約期間満了日の翌日から 1 年間
(7) 運用コース	契約資産の運用の方針に基づき、資産配分(アセットアロケーション)の異なる複数の運用

	コースを用意し、コンサルティング結果に基づき、お客様に最適と思われる運用コースをご案内します。
--	---

「積立（自動増額）（以下、積立といいます。）」の概要は以下のとおりです。

(1) 積立金額	1 万円以上 1 円単位 ※積立のみをご契約いただくことは出来ません。
(2) 積立日	毎月 15 日
(3) 引落口座	証券総合口座
(4) 入金期限	各月の積立日の前営業日午後 3 時より前
(5) 積立開始日	① 当初契約締結時に積立をお申込の場合 運用開始日の翌月の積立日（休業日の場合は翌営業日） ② 契約締結日の翌営業日以降に積立をお申込の場合 積立にかかる契約が成立した日以降（但し、当初運用開始日の翌月以降に限ります。）、最初に迎える積立日（休業日の場合は翌営業日）
(6) 毎月の積立金額（「月次積立金額」）の増減（積立金額の変更）	① 当初契約締結時に積立をお申込の場合 運用開始日の翌営業日以降 ② 契約締結日の翌営業日以降に積立をお申込の場合 積立にかかる契約が成立した日の翌営業日以降（但し、当初運用開始日の翌営業日以降に限ります。） ③ 変更後の月次積立金額は 1 万円以上 1 円単位となる金額でのお申込が可能です。 ④ 積立日の前営業日の午後 3 時より前までに受理した場合は当月から月次積立金額を増減します。それ以降に受理した場合は翌月から月次積立金額を増減します。 ⑤ 月次積立金額の変更は、他の変更も合わせて年間で 12 回まで可能です。（同日に行った複数の変更は 1 回とカウントします。詳し

	くは投資一任契約約款をご覧ください。)
(7) その他	残高不足により 3 回連続で積立エラー（引落が行われない）となった場合、及び楽天証券投資一任契約が解約された場合、積立は自動的に解除され、以後、改めて積立のお申込がなされない限り、毎月の積立は行われません。

2. 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項

当社は、お客様より投資判断の全部の一任、投資を行うために必要なすべての権限の委任を受け、投資の実行を行います。当社がお客様にとって最適と判断する組入比率に従い証券投資信託を購入し、また、組入比率の調整のため、各証券投資信託の買付(設定)・売付(解約)を行います。但し、手数料の徴収等のため、又は取引の停止等により当社が必要と認める場合、契約資産の全部又は一部を現金で保管することができるものとします。

3. 「楽天証券投資一任契約」に係る投資判断者等の氏名

林田 正史

4. 「楽天証券投資一任契約」に基づく投資の方法及び取引の種類

(1) 投資の方法

- ・ 運用コース毎に同一運用又はお客様の契約ごとに個別運用を行います。
- ・ お客様の契約資産の運用にあたっては、長期的な資産の成長を目的とし、過度の集中投資を避け、適切な分散投資を行います。

(2) 取引の種類

- ・ 証券投資信託の買付(設定)・売付(解約)を行います。

(3) 運用の指図に関する権限の委託

- ・ 運用にあたっては、楽天投信投資顧問株式会社に運用の指図に関する権限の一部(※)を委託します。

(※)契約資産の運用計画の策定・報告、売買の指図及び口座管理を指します。

5. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う主な金融商品取引業は、金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業、同条第 2 項の規定に基づく第二種金融商品取引業、同条第 3 項の規定に基づく投資助言・代理業及び同条第 4 項の規定に基づく投資運用業です。

「楽天証券投資一任契約」に関する運用業務は、投資運用業に含まれる投資一任契

約に係る業務です。「楽天証券投資一任契約」に関する業務の概要は、以下のとおりです。

(1) 運用コースの提案

ヒアリングシートに対するお客様の回答内容に基づいた運用コース及び、当該運用コースの資産配分基準比率（戦略的資産配分）を提案します。

(2) 投資一任契約の締結

お客様と当社との間で投資一任契約を締結し、お客様は当初契約金額、運用コース、特定口座利用の有無及び積立の有無などを指定します。

(3) 投資一任勘定

- ・ 投資一任契約に基づいて取引される有価証券や金銭の決済・清算・保管は、お客様が既に開設済みの証券総合口座（「お取引口座」といいます。）にて行います。
- ・ お取引口座が特定口座の場合、ご希望により特定口座内でお取引することが可能です。

(4) 運用開始

お客様は、契約締結日から起算して 15 営業日以内に、当初契約金額全額を振り替える手続を完了してください。振替期限までに当社が当該資金を確認した場合は、当該資金の振替えを確認した日（但し、営業日に限ります。）の原則として翌営業日から運用が開始されます。

(5) 運用報告等

- ・ 契約資産の残高、取引状況やお支払いいただいた手数料、運用状況等については、3 月、6 月、9 月、12 月の各月の末日（但し、全部解約の場合は原則として解約日が属する月の末日）を基準日として作成する運用報告書にて報告します。
- ・ 証券投資信託の取引を行った際は、その都度、取引報告書にて報告します。また、金融商品取引法に則って作成する取引残高報告書をお渡しします。

(6) 契約の変更等

契約の変更等には、①運用コース変更、②契約金額の増額、③契約金額の減額（一部解約）、④全部解約、⑤積立のお申込・変更、⑥積立の解除があります。④全部解約を除くこれらの変更は、1 契約期間あたり合計で 12 回、1 営業日あたり 1 回（但し、運用コースの変更を行った後契約金額の変更を同日に行うことは可能です。その場合は合わせて 1 回と数えます。）まで可能です。

④全部解約及び⑥積立の解除は変更可能回数に関らずお申込が可能です。

①、②、③の変更を行った場合には、契約変更日の翌営業日から起算して5営業日が経過するまでは次の変更ができません。なお①運用コース変更の場合は翌月末日までの期間は再度運用コースの変更ができません。但し④全部解約、⑤積立のお申込・変更、⑥積立の解除はいつでも可能です。

① 運用コース変更

運用開始日の翌月末以降、随時可能です。

② 契約金額の増額

運用開始日の翌月末以降、随時可能（1万円以上1円単位）です。

※積立日と同日付での増額はできません。

③ 契約金額の減額

運用開始日の翌月末以降、随時可能（1万円以上1円単位）です。

※減額の申し出を受けた日の前営業日の契約資産の時価評価額から減額金額を控除した金額が100万円を下回らない範囲の減額に限ります。

※積立日と同日付での減額はできません。

④ 全部解約

運用開始日の翌月末から、随時可能です。

※全部解約を行った場合は、積立にかかる契約も自動的に解除となります。

⑤ 積立のお申込・変更

当初運用開始日以降の積立のお申込、毎月の積立金額の変更(増額・減額)は、随時お申込可能です。また、積立日の午後3時より前までは当該月の積立(自動増額)を取り消すことが可能です。

⑥ 積立の解除

積立にかかる契約日の翌営業日以降、随時可能です。積立日の前営業日午後3時より前までに積立を解除されたものについて、当該月以降の積立は行われません。

※積立契約を解除しても、投資一任契約は継続されます。

(注)契約変更等の際に、「第二章 2. 資産配分 3. 運用に係る執行方法」に基づく取引等を実施中の場合、お申し出の契約変更等を速やかに行えないことがありますのでご了承ください。

(7) 契約の延長

当社所定の方法により契約終了のお申し出がない限り、原則として本契約の有効期間は契約期間満了日の翌日から1年間自動的に延長され、その後

も同様とします（自動継続）。

6. 「楽天証券投資一任契約」の終了の事由

「楽天証券投資一任契約」の終了の事由は以下のとおりです。

- ・ お客様から契約資産の全部解約等の申し出を受け、当社が契約資産の全部を換金し、お客様のお取引口座へ振り替えた場合。なお、当社は当初契約締結日の翌月末以降、所定の手続きをもって解約の申し出を受付けます。
- ・ 契約金額の減額（資金の引出し）のお申込後、相場急変時等により全ての契約資産を売却してもお申し出いただいた減額金額に満たない場合、資産合計額が当社所定の金額（5 千円）を下回り、運用の継続が困難と当社が判断した場合。
- ・ 相続の発生、楽天証券投資一任契約約款（楽天証券ラップサービス約款）に定める義務に違反した場合。
- ・ その他、楽天証券投資一任契約約款第 16 条に定める契約終了の要件に該当したことを受け、当社が契約資産の全部について換金を行い、お客様のお取引口座へ振り替えた場合。

第四章 「楽天証券投資一任契約」に関する租税の概要

お客様が直接、有価証券に投資される場合と同様の課税がなされます。個人のお客様は特定口座をご利用でき、当社に開設されたお取引口座で特定口座が開設されている場合のみ特定口座をご利用できます。その場合、楽天証券投資一任契約に基づき売買した有価証券とご自身がお取引口座で売買した有価証券は特定口座内で合算されて譲渡益等の計算がなされます。課税の概要は下記のとおりですが、お客様の個別の事情により、下記の内容と異なる場合があります。また、法令等の改正により変更となる場合があります。詳細及び最新の情報につきましては、税務署又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

(1) 個人のお客様に対する課税の概要

- ・ 公募株式投資信託の換金時及び償還時の差益（譲渡益）、普通分配金に対して課税されます。
- ・ 公社債投資信託の解約時及び償還時の元本超過額、分配金に対して課税されます。

(2) 法人のお客様に対する課税の概要

- ・ 公募株式投資信託の譲渡損益について、法人税に係る所得の計算上、益金又は損金に算入されます。
- ・ 公募株式投資信託の普通分配金、解約時及び償還時の差益は、所得税の源泉徴収が行われ、一定の範囲で法人税額から控除されます。また、一定の

範囲で益金不算入の対象となります。

第五章 当社の外部監査について

- ・ 財務諸表監査の有無 : 有

【財務諸表監査の概要】

監査人の名称 : EY 新日本有限責任監査法人

財務諸表監査の対象事業年後 : 第 26 期

(2023 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日)

監査意見の類型

会社法第 436 条第 2 項第 1 号に基づく会計監査人監査 : 無限定適正意見

- ・ 財務報告に係る内部統制の監査の有無 : 無
- ・ グローバル投資パフォーマンス基準準拠に係る検証^(※)の有無 : 無

^(※) 投資一任契約に係る業務に関する外部監査を指します。

- ・ 受託業務に係る内部統制の保証業務の有無 : 無

第六章 当社の概要

商 号 等	楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 195 号、商品先物取引業者
本店所在地	〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
資 本 金	19,495 百万円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	1999 年 3 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

お客様専用ダイヤル

フリーダイヤル：0120-885-696

携帯電話から(有料)：03-6739-3356

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月31日～1月3日）を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
電話番号：0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月31日～1月3日）を除く）

楽天証券投資一任（楽天証券ラップサービス） 手数料表

固定報酬の額は、初回契約時は契約金額、その後は前月の末日において当社運用システムが算出可能な範囲で将来発生する予定の税金等を加味した契約資産の時価評価額に、下記の投資顧問料（投資一任フィー）、及び運用管理手数料（ラップフィー）の料率をそれぞれ乗じ、さらに楽天証券投資一任契約約款第 11 条第 2 項に掲げる計算期間の日数を 365 日で除して得られた数字をそれぞれ乗じた額（円未満切捨て）の合計金額を当月分の固定報酬とします。（楽天証券投資一任契約約款第 15 条第 1 項で定める契約期間内に閏日を含む場合であっても、計算期間の日数を 365 日で除するものとし、以下本項において同様とします。）但し、契約金額の増額がなされた場合における、当該契約金額の増額の効力発生日が属する計算期間に係る固定報酬の額は、当該契約金額の増額によって生じる増加額に対して下記の料率を乗じて得た額に、当該契約金額の増額の効力発生日（当日を含みます。）から当該計算期間の末日までの日数を 365 日で除して得られた数字を乗じた額を加えた額とします。

固定報酬率

契約資産の時価評価額の内訳	固定報酬率（税込・年率）		
	投資顧問料 （投資一任フィー）	運用管理手数料 （ラップフィー）	報酬率合計
2,000万円以下の部分	0.165%	1.100%	1.265%
2,000万円超5,000万円以下の部分		0.990%	1.155%
5,000万円超1億円以下の部分		0.880%	1.045%
1億円超の部分		0.770%	0.935%

※上記の固定報酬には、契約資産の運用の指図に関する権限の委託を受けた楽天投信投資顧問株式会社に対する報酬が含まれます。

(1) 報酬の返還

お客様から徴収した報酬は、原則として返還いたしません。但し、減額又は全解約があった場合は、減額又は解約金額に対応する未経過日数分の報酬（投資顧問料及び運用管理手数料）をご返金します。

(2) その他間接費用等

本契約で投資する証券投資信託においては、以下の運用管理費用が発生します。

- ・ 信託報酬・・・・・・最大で信託財産の 0.6105%（概算、税込・年率）

※実質的な運用管理費用(含む「信託報酬」)：

最大で信託財産の 0.682%（概算、税込・年率）

- ・ 信託財産留保額・・・証券投資信託を中途解約した場合に信託財産に留保される額で、最大で信託財産の 0.15%（概算）
- ・ その他費用・・・・・・監査費用、有価証券の売買に係る手数料、資産を外国で保管する場合の費用等

※その他費用の合計額及び上限額については、資産配分比率や運用状況、運用実績等に応じて変動するため、事前に具体的な金額・計算方法を記載することができません。
なお、本契約で投資する証券投資信託が投資対象とする他の証券投資信託においても、運用管理費用がかかります。詳しくは、各証券投資信託のお客様向け資料、契約締結前交付書面及び目論見書をよくお読みください。

別紙「楽天証券投資一任契約」に係る投資対象投資信託

(※別紙に記載されている内容は 2023 年 12 月 31 日時点の情報に基づいています。)

(注) 金融商品取引業等に関する内閣府令第 96 条第 2 項が規定する記載事項

投資信託の名称	● キャピタル日本株式ファンド F
投資信託の価額の算出方法	投資信託の価額（基準価額）は、当該投資信託に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た当該投資信託の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して算出します。
投資信託の価額を報告する頻度	日次（ファンド休業日等により基準価額が発表されない日を除きます。）
投資信託の価額を報告する方法	楽天証券のホームページ内にて報告
発行者	商号：キャピタル・インターナショナル株式会社 住所：東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 役割：当該投資信託の受益証券の発行
①当該投資信託の運用に係る重要な業務を行う者	商号：キャピタル・インターナショナル株式会社 住所：東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 役割：信託財産の運用業務 主要投資対象の「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」の運用の指図に関する権限の一部を次の者に委託します。 （1）商号：キャピタル・インターナショナル・インク 所在地：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市 （2）商号：キャピタル・グループ・インベストメント・マネジメント・プライベート・リミテッド 所在地：シンガポール共和国ワン・ラッフルズ・キー
②当該投資信託の資産の保管に係る重要な業務を行う者	商号：三菱 UFJ 信託銀行株式会社 住所：東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 役割：信託財産の保管、管理業務等 （注）但し、下記の再信託受託銀行に信託事務の一部を委託しています。 商号：日本マスタートラスト信託銀行株式会社 住所：東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号 役割：信託財産の保管、管理業務等
③当該投資信託の価額の算出方法、価額を報告する方法	商号：キャピタル・インターナショナル株式会社 住所：東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 役割：基準価額の算出及び報告業務

に係る重要な業務を行う者	
ファンド関係者間の役割分担	上記のファンド関係者の役割をご覧ください。
当社とファンド関係者との間の資本・人的関係	当社と上記のファンド関係者の間に資本・人的関係はありません。
当該投資信託の資産に係る外部監査の有無、有の場合は外部監査を行う者の名称	有：有限責任監査法人トーマツ

※ファンド関係者とは、上記の①②③に該当する者を言います。

投資信託の名称	● ステート・ストリート日本株式インデックス・オープン ● ステート・ストリート日本債券インデックス・オープン ● ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン (為替ヘッジあり) ● ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン (為替ヘッジあり) ● ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン
投資信託の価額の算出方法	投資信託の価額（基準価額）は、当該投資信託に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た当該投資信託の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して算出します。
投資信託の価額を報告する頻度	日次（ファンド休業日等により基準価額が発表されない日を除きます。）
投資信託の価額を報告する方法	楽天証券のホームページ内にて報告
発行者	商号：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 住所：東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号 役割：当該投資信託の受益証券の発行
①当該投資信託の運用に係る重要な業務を行う者	商号：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 住所：東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号 役割：信託財産の運用業務
②当該投資信託の資産の保管に係る	商号：三井住友信託銀行株式会社 住所：東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

重要な業務を行う者	役割：信託財産の保管、管理業務等 (注) 但し、下記の再信託受託銀行に信託事務の一部を委託しています。 商号：株式会社日本カストディ銀行 住所：東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号 役割：信託財産の保管、管理業務等
③当該投資信託の価額の算出方法、価額を報告する方法に係る重要な業務を行う者	商号：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 住所：東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号 役割：基準価額の算出及び報告業務
ファンド関係者間の役割分担	上記のファンド関係者の役割をご覧ください。
当社とファンド関係者との間の資本・人的関係	当社と上記のファンド関係者の間に資本・人的関係はありません。
当該投資信託の資産に係る外部監査の有無、有の場合は外部監査を行う者の名称	有： PwC Japan 有限責任監査法人

※ファンド関係者とは、上記の①②③に該当する者を言います。

投資信託の名称	● ステート・ストリート米国社債インデックス・オープン 2
投資信託の価額の算出方法	投資信託の価額（基準価額）は、当該投資信託に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た当該投資信託の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して算出します。
投資信託の価額を報告する頻度	日次（ファンド休業日等により基準価額が発表されない日を除きます。）
投資信託の価額を報告する方法	楽天証券のホームページ内にて報告
発行者	商号：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 住所：東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号 役割：当該投資信託の受益証券の発行
①当該投資信託の運用に係る重要な	商号：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 住所：東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号

業務を行う者	役割：信託財産の運用業務 主要投資対象の「米国社債インデックス・マザーファンド」の運用の指図に関する権限の一部を次の者に委託します。 商号：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー 所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市
②当該投資信託の資産の保管に係る重要な業務を行う者	商号：三井住友信託銀行株式会社 住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 役割：信託財産の保管、管理業務等 （注）但し、下記の再信託受託銀行に信託事務の一部を委託しています。 商号：株式会社日本カストディ銀行 住所：東京都中央区晴海一丁目8番12号 役割：信託財産の保管、管理業務等
③当該投資信託の価額の算出方法、価額を報告する方法に係る重要な業務を行う者	商号：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 住所：東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 役割：基準価額の算出及び報告業務
ファンド関係者間の役割分担	上記のファンド関係者の役割をご覧ください。
当社とファンド関係者との間の資本・人的関係	当社と上記のファンド関係者の間に資本・人的関係はありません。
当該投資信託の資産に係る外部監査の有無、有の場合は外部監査を行う者の名称	有： PwC Japan 有限責任監査法人

※ファンド関係者とは、上記の①②③に該当する者を言います。

投資信託の名称	● たわらノーロード 国内株式＜ラップ専用＞ ● たわらノーロード 先進国株式（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞ ● たわらノーロード 先進国株式（為替ヘッジなし）＜ラップ専用＞
---------	--

	● たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用> ● たわらノーロード 国内債券<ラップ専用> ● たわらノーロード 外国債券（為替ヘッジあり）<ラップ専用> ● たわらノーロード 外国債券（為替ヘッジなし）<ラップ専用> ● たわらノーロード 新興国現地通貨建債券<ラップ専用> ● たわらノーロード 国内リート<ラップ専用> ● たわらノーロード 先進国リート（為替ヘッジなし）<ラップ専用>
投資信託の価額の算出方法	投資信託の価額（基準価額）は、当該投資信託に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た当該投資信託の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して算出します。
投資信託の価額を報告する頻度	日次（ファンド休業日等により基準価額が発表されない日を除きます。）
投資信託の価額を報告する方法	楽天証券のホームページ内にて報告
発行者	商号：アセットマネジメント One 株式会社 住所：東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号 役割：当該投資信託の受益証券の発行
①当該投資信託の運用に係る重要な業務を行う者	商号：アセットマネジメント One 株式会社 住所：東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号 役割：信託財産の運用業務
②当該投資信託の資産の保管に係る重要な業務を行う者	商号：みずほ信託銀行株式会社 住所：東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 役割：信託財産の保管、管理業務等 （注）但し、下記の再信託受託銀行に信託事務の一部を委託しています。 商号：株式会社日本カストディ銀行 住所：東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号 役割：信託財産の保管、管理業務等
③当該投資信託の価額の算出方法、価額を報告する方法に係る重要な業務を行う者	商号：株式会社日本カストディ銀行 住所：東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号 役割：基準価額の算出及び報告業務
ファンド関係者間の役割分担	上記のファンド関係者の役割をご覧ください。

当社とファンド関係者との間の資本・人的関係	当社と上記のファンド関係者の間に資本・人的関係はありません。
当該投資信託の資産に係る外部監査の有無、有の場合は外部監査を行う者の名称	有：EY 新日本有限責任監査法人

※ファンド関係者とは、上記の①②③に該当する者を言います。

投資信託の名称	● 楽天・US ハイイールド社債インデックス（為替ヘッジ）ファンド（ラップ向け） ● 楽天・米国社債 1-5 年インデックス（為替ヘッジ）ファンド（ラップ向け） ● 楽天・米国社債 5-10 年インデックス（為替ヘッジ）ファンド（ラップ向け）
投資信託の価額の算出方法	投資信託の価額（基準価額）は、当該投資信託に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た当該投資信託の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して算出します。
投資信託の価額を報告する頻度	日次（ファンド休業日等により基準価額が発表されない日を除きます。）
投資信託の価額を報告する方法	楽天証券のホームページ内にて報告
発行者	商号：楽天投信投資顧問株式会社 住所：東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号 役割：当該投資信託の受益証券の発行
①当該投資信託の運用に係る重要な業務を行う者	商号：楽天投信投資顧問株式会社 住所：東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号 役割：信託財産の運用業務
②当該投資信託の資産の保管に係る重要な業務を行う者	商号：三井住友信託銀行株式会社 住所：東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 役割：信託財産の保管、管理業務等 （注）但し、下記の再信託受託銀行に信託事務の一部を委託しています。 商号：株式会社日本カストディ銀行 住所：東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号

	役割：信託財産の保管、管理業務等
③当該投資信託の 価額の算出方法、価 額を報告する方法 に係る重要な業務 を行う者	商号：楽天投信投資顧問株式会社 住所：東京都港区南青山二丁目6番21号 役割：基準価額の算出及び報告業務
ファンド関係者間 の役割分担	上記のファンド関係者の役割をご覧ください。
当社とファンド関 係者との間の資本・ 人的関係	楽天投信投資顧問株式会社(以下「楽天投信」といいます。)は、当社の 親会社である楽天証券ホールディングス株式会社の100%出資子会社 です。 また、当社役職員が、楽天投信の役員に就任し、また同社に出向する などの人的関係を有しております。 なお、当社と楽天投信以外のファンド関係者との間に資本・人的関係 はありません。
当該投資信託の資 産に係る外部監査 の有無、有の場合は 外部監査を行う者 の名称	有：EY 新日本有限責任監査法人

※ファンド関係者とは、上記の①②③に該当する者を言います。